瑞穂町国土強靱化地域計画の概要

令和4年3月

東京都被害想定

第5次瑞穂町

長期総合計画

↓指針

整合

分野別の各種計画

【計画の位置づけ】

1 計画策定の趣旨

国は、大規模自然災害等に対し、強くしなやかな国民生活の実現をはかるため、平成25年12月に防災・減災等に資する国土強靱化基本法を制定し、さらに、平成26年6月に国土強靱化の指針となる国土強靱化基本計画を策定しました。

瑞穂町においても、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない「強さ」と「しなやかさ」を備えた 安心・安全な瑞穂町の創生をはかるため、瑞穂町国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)を策定しま した。

国土強靱化基本計画

東京都国土強靭化地域計画

瑞穂町国土強靱化地域計画

1 調和

指針↓

2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本計画等と調和をはかりつつ、まちづくりの基本的な指針である第5次 瑞穂町長期総合計画と整合をはかりながら、国土 強靱化に関する町の指針を示す計画として位置づけます。

3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和12年度までを計画の期間としています。その間、第5次瑞穂町長期総合計画の前期5年間の終了等にあわせて、見直しを行います。

4 計画の構成と内容

本計画は、「基本計画編」と「アクションプラン編」で構成します。

「基本計画編」では、強靱化の基本目標等を設定し、リスクシナリオに対する強靱化施策ごとに推進方針をまとめています。「アクションプラン編」では、施策ごとの事業の詳細をまとめています。

なお、事業は、第5次瑞穂町長期総合計画に基づく事業評価により進捗管理を行い、適宜、見直しを行い ます。



事業評価による進捗管理

- 基本目標 -

- いかなる災害等が発生しようとも、
- 1 人命の保護が最大限はかられること。
- 2 町および地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 住民の財産および公共施設に係る被害を最小化すること。
- 4 迅速な復旧復興を行うこと。

- 事前に備えるべき目標 -

- 1 直接死を最大限防ぐ。
- 2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康および避難生活環境を確実に確保する。
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する。
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。
- 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- 6 生活・経済活動に必要なライフライン、燃料供給関連施設、交通ネット ワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- 7 制御不能な複合災害および二次災害を発生させない。
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する。

5 リスクシナリオ・強靱化の施策

事	前に備えるべき目標	リフ	スクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) 	リスクシナリオを回避するための 主な施策
1	直接死を最大限防ぐ。	1–1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不 特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者 の発生	・建築物の耐震化の推進 ・体育施設などの整備・維持管理 ・土地区画整理事業の推進
		1-2	密集地や不特定多数が集まる施設における大規模 火災による死傷者の発生	・消防力の強化 ・地域防災力の向上
		1-3	土砂災害による多数の死傷者の発生および低地で の長期的な浸水	・防災知識の普及啓発・下水道施設の整備
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数 の死傷者の発生	・安心して暮らせる環境づくり ・防災施設・設備の充実
2	救助・救急、医療活動が 迅速に行われるととも に、被災者等の健康お よび避難生活環境を確 実に確保する。	2-1	被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給 の長期停止	・物資等の備蓄・供給・輸送体制
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活 動等の絶対的不足	・コミュニティ活動の活性化 ・広域連携体制の整備
		2-3	医療施設および関係者の絶対的不足・被災並びに支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	・医療提供体制の基盤づくり ・保健センター等の維持管理
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数 の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	・疾病等の予防
3	必要不可欠な行政機能 を確保する。	3-1	町職員、施設等の被災による機能の大幅な低下	・町の危機管理能力の向上・防災拠点の機能充実
4	必要不可欠な情報通信 機能・情報サービスは 確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	・防災拠点の機能充実
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達 機能低下	・住民にわかりやすい情報提供・情報共 有
5	大規模自然災害発生直 後であっても、経済活 動を機能不全に陥らせ ない。	5–1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低 下	· 幹線道路等の整備
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	・町道等の整備と適切な維持管理
		5-3	食料等の安定供給の停滞	
6	生活・経済活動に必要なライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止	・給水体制の整備
		6-2	下水道施設等の長期間にわたる機能停止	・下水道施設の維持管理
		6-3	地域交通ネットワークの機能低下	・幹線道路等の整備・町道等の整備と適切な維持管理
7	制御不能な複合災害および二次災害を発生させない。	7–1	市街地での大規模火災の発生	・計画的な公園整備および維持管理 ・緑地の保全
		7–2	沿線および沿道の建物崩壊による直接的な被害お よび交通麻痺	・空き家等の適正な管理、活用方法の検討
		7–3	工業地域での毒劇物の流出および漏洩	・事業所防災体制の強化
		7–4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	・農地の保全と担い手の確保
8	社会・経済が迅速かつ 従前より強靱な姿で復 興できる条件を整備す る。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復 旧・復興の遅延	・循環型社会の推進
		8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復 旧・復興の遅延	・地域コミュニティ活動の基盤づくり ・ボランティアセンターみずほの活動支援
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティ崩壊等による有形・無形の文化の喪失	・文化財保護・郷土資料の保管整理
		8-4	後世に残すべき町の産業および町の経済を支える 主要産業の被災	・農業経営基盤の強化 ・商業の振興
		8-5	自然環境等の被災による観光客等の死傷者の発生	・個別施設計画の整備・運用